

# マレーシアにおけるモデル契約書 (秘密保持契約書・技術検証契約 書) を活用するに際しての留意点



Oon Hooi Lin  
(弁護士)

MESSRS GERALD SAMUEL

MESSRS GERALD SAMUEL は、知的財産権に関する訴訟・非訴訟を専門とする法律事務所であり、Oon Hooi Lin が代表を務める企業・商業関連の業務も行っている。

Oon Hooi Lin は、25年以上にわたり、不動産、金融サービス、商業契約、信託・慈善事業、ウェルス・マネジメントを専門とする西マレーシアの弁護士。1992年にロンドン大学クイーン・メアリー&ウエストフィールド・カレッジ（現ロンドン大学クイーン・メアリー校）を卒業し、法学士号を取得しました。1993年にリンカーンズ・イン法律事務所のメンバーとして認可され、英国弁護士会に召集されました。その後、1995年にマレーシアの弁護士となる。

## 【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイトにおいて、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。

秘密保持契約書（NDA）のモデル契約書および技術検証契約書（PoC）について、マレーシアの法律の観点から意見を述べ、モデル契約書の条項の修正および追加条項を提案する。

なお、技術検証契約は、マレーシアでは一般的ではなく、関連する個人情報保護についてのみ、最後に記載する。

## 【詳細】

### 1. 準拠法に関する条項および管轄権に関する条項に関するコメント（秘密保持契約書新素材編第11条、第12条、AI編11条）

#### 1-1. 準拠法の選択

NDAの準拠法として日本法を選択することは、以下の要件を満たす場合、マレーシアの裁判所により承認され、支持される。

- (a) 準拠法の選択が契約と何らかの関係があること
- (b) 関連する義務がより密接にまたはより実質的に関連している他の法域の法律を回避するために、法律の選択が行われたものでないこと
- (c) 法律の選択を適用することが公共政策に反しないこと

ただし、裁判の利便性や費用、当事者間の密接な関係、マレーシアに適用されない外国の司法権による判決や時効を行使できない場合は、この限りではない。

## 1-2. マレーシアにおける外国判決の執行

マレーシアの裁判所における外国判決の直接の法定執行は、1958年判決相互執行法（Reciprocal Enforcement of Judgments Act 1958、以下「REJA」）により規定されている。日本は、REJAの相互主義国としてリストアップされている国ではない。そのため、日本で当事者の一方に対して最終判決が下された場合、判決における債権者はコモンローに基づいてマレーシアで当該判決に基づいて訴訟を提起しなければならない。

コモンローに基づく外国判決の執行の要件は、英国裁判所の多くの判例から、以下のように確立されている。

- (a) 確定した金額の債務についての判決であること
- (b) 外国での判決が確定していること（根拠に基づいていること）
- (c) 外国の裁判所が、その事件を決定する管轄権を有していること

外国判決が確定した金額の債務についての判決でなければならないという要件は、確認命令や差止命令の執行を除外するものである。

上記(c)の要件を満たすためには、以下の要素が必要となる。

- (i) 判決が言い渡された時点で、被告が外国の国民であること

- (ii) 被告が、訴訟が開始された外国に居住していること
- (iii) 被告が、原告に応じて、その管轄を選択したこと
- (iv) 被告が自発的に裁判に出廷し弁護を行ったこと
- (v) 被告が裁判所の管轄権に服する契約をしたこと

上記 (ii) については、被告が法人の場合、外国（日本）に事業所があるか、外国で事業を行っている現地代理人がいるかなどが判断材料になる。

契約において、すべての紛争は外国の裁判所の専属管轄に委ねられると規定されている場合、外国の裁判所は被告に対する管轄権を有するとみなされる。

強制執行は、通常、外国判決に基づいて令状を取り、上記に示した要素の証拠を提出することによって行われる。

コモンローに基づく外国判決を執行する場合、マレーシアの裁判所は通常、以下の場合を除き、訴訟の是非を再審理することはない。

- (i) 日本の裁判所が事件の状況において管轄権を有していなかった場合
- (ii) 日本での訴訟の被告が、（日本の法律に従って訴状が適法に送られたにもかかわらず）訴訟の防御に十分な時間内に訴訟の通知を受け取らず、出頭しなかった場合
- (iii) 判決が詐欺によって取得された場合
- (iv) 訴訟がマレーシアの公共政策に反する場合

外国の判決をマレーシアで執行することは可能であるが、執行を容易にするために、当事者の一方がマレーシア法人である場合には、NDA においてマレーシアの法律を準拠法とすることに合意することができる。

### 1-3. 準拠法および裁判管轄に関する条項の代替例

(a) This Agreement shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of Malaysia.

(b) The Parties irrevocably and unconditionally agrees that the courts of Malaysia are to have non-exclusive jurisdiction to settle any disputes which may arise out of or in connection with this Agreement and that, accordingly, any legal action or proceedings arising out of or in connection with this Agreement (“Proceedings”) may be brought in the courts of Malaysia and the Parties irrevocably submits to the non-exclusive jurisdiction of the courts of Malaysia.

(c) Nothing in this Clause shall limit the right of the [client] to take Proceedings against the [counter-party] in any other court of competent jurisdiction nor shall the taking of Proceedings in one or more jurisdictions preclude the [client] from taking Proceedings in any other jurisdiction, whether concurrently or not.

(d) The [counter-party] irrevocably and unconditionally waives any objection which it may at any time have to the laying of the venue of any Proceedings in any court referred to in this Clause and any claim that any such Proceedings have been brought in an inconvenient forum.

(e) The [counter-party] irrevocably and generally consents in respect of any Proceedings anywhere to the giving of any relief or the issue of any process in connection with those Proceedings including, without limitation, the making, enforcement or execution against any assets whatsoever (irrespective of their use or intended use) of any order or judgement which may be made or given in those Proceedings.

(f) The [counter-party] irrevocably agrees that should the [client] take any Proceedings anywhere (whether for an injunction, specific performance, damages or otherwise), no immunity (to the extent that it may at any time exist, whether on the grounds of sovereignty or otherwise) from those Proceedings, from attachment (whether in aid of execution, before judgement or otherwise) for the [counter-party] and [the counter-party's] assets or from execution of judgement shall be claimed by the [counter-party] or on the [counter-party's] behalf or with respect to the [counter-party's] assets, any such immunity being irrevocably waived. The [counter-party] irrevocably agrees that the [counter-party] and the [counter-party's assets] are, and shall be, subject to such Proceedings, attachment or execution in respect of the obligations of the [counter-party] under this Agreement.

(g) The service of any writ of summons, statement of claim or any legal process in respect of any such action or proceeding under this Agreement may be effected on the [counter-party] by forwarding a copy of the writ of summons, statement of claim or other legal process by hand or by registered post to its address notified to the [client] pursuant to Clause (Notices) of this Agreement and the [counter-party] hereby authorises and declares that such service in the manner aforesaid shall be deemed to be good and effectual service of the writ or legal process on it notwithstanding that it is returned by the post office undelivered.

(h) Nothing herein shall affect the [client's] right to serve process in any other manner permitted under any applicable law.

(参考訳)

(a) 本契約は、マレーシアの法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

(b) 両当事者は、本契約に起因または関連するあらゆる紛争を解決するために、マレーシアの裁判所が非専属管轄権を有することに取消不能かつ無条件に同意し、本契約に起因または関連するあらゆる法的措置または手続（以下「手続」）は、マレーシアの裁判所に提起され、当事者はマレーシア裁判所の非専属管轄権を取消不能に服従するものとする。

(c) 本条のいかなる条項も、[依頼人]が[相手方当事者]に対して他の管轄権を有する裁判所で訴訟を起こす権利を制限するものではなく、[依頼人]が同時に起こすかどうかにかかわらず、1つまたは複数の管轄区域で訴訟を起こすことを妨げるものではない。

(d) [相手方当事者]は、本条項に言及される裁判所における訴訟地の設定に対して有するいかなる異議も、また当該訴訟が不便な地で提起されたといういかなる主張も、取消不能かつ無条件に放棄する。

(e) [相手方当事者]は、訴訟に関連する救済措置や手続を行うこと、その訴訟で下された命令または判決に基づくあらゆる資産（その用途または使用目的にかかわらず）に対する執行、強制執行を含むがこれに限定されない、に関して取消不能かつ一般的に同意（当事者が事前に同意した範囲内で、救済措置や手続に同意）する。

(f) [相手方当事者]は、[依頼者]がいかなる地で訴訟手続（差止命令、特定履行、損害賠償、その他を求めるかどうかにかかわらず）を行う場合であっても、その訴訟手続から（主権的理由か否かにかかわらず、いかなる時点でも存在し得る範囲で）免責されないことに取消不能で同意するものとする。[相手方当事者]および[相手方当事者]の資産の差押え（執行補助、判決前、その他）、または判決の執行に対する免責は、[相手方当事者]が、[相手方当事者]のために、または[相手方当事者]の資産に対して主張されるものではなく、かかる免責は取消不能で放棄されるものとする。[相手方当事者]は、[相手方当事者]および[相手方当事者の

資産]が、本契約に基づく[相手方当事者]の義務に関して、かかる手続、差押えまたは執行の対象となり、また対象となることに取消不能で同意をするものとする。

(g) 本契約に基づくかかる訴訟または手続に関する召喚状、請求書またはその他の法的手続の送達は、召喚状の写しを転送することにより[相手方当事者]に対して行われることがある。本契約の条項（通知）に従って[依頼者]に通知された住所に手渡しまたは書留郵便で請求書またはその他の法的手続のコピーを転送することにより、[相手方当事者]に対して効力を生じ、[相手方当事者]は前述の方法による当該送達が、それが郵便局により未着で返却されても、適切かつ有効な当該文書または法的手続の送達と見なされることをここに許可し宣言する。

(h) 本契約のいかなる条項も、適用される法律の下で許可される他の方法で送達する[依頼者]の権利に影響を与えないものとする。

## 2. 裁判外紛争解決条項に関するコメント（秘密保持契約書新素材編第 12 条変更オプション条項 1、2）

### 2-1. 概論

マレーシアにおける紛争解決は、訴訟が圧倒的に一般的な手段である。しかし、商業仲裁についてはマレーシアで確立された裁判外紛争解決手段（ADR）があり、マレーシアの主要な仲裁機関であるアジア国際仲裁センター（AIAC）の統計によれば、2011 年からその利用が増え始めている（Annual report 2019 & 2020, [https://admin.aiac.world/uploads/ckupload/ckupload\\_20210727102858\\_34.pdf](https://admin.aiac.world/uploads/ckupload/ckupload_20210727102858_34.pdf)）。

### 2-2. ニューヨーク条約

マレーシアは 1958 年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約（ニューヨーク条約）の加盟国であり、そのためマレーシアで下された仲裁判断は他の加盟国の司法管轄区でも執行可能である。マレーシアにおける仲裁手続と仲裁判断の執

行を規定する法律は 2005 年仲裁法（ARBA）であり、これは UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）モデル法を忠実に倣ったものである。

### 2-3. ARBA の主要な規定

2005 年仲裁法（ARBA）の主要な規定を紹介する。

#### (1) 紛争の仲裁可能性（ARBA 第 4 条）

仲裁合意に基づいて当事者が仲裁に付託することに合意した紛争は、仲裁合意が公序良俗に反しない限り、仲裁によって解決される。いかなる成文法も、ある事項に関して裁判所に管轄権を与えるが、仲裁によるその事項の決定には言及しないという事実は、それ自体、その事項に関する紛争が仲裁による決定が不可能であることを示すものであってはならない。

#### (2) 暫定的な命令（ARBA 第 11 条）

ARBA は、仲裁手続の前または最中に、当事者がマレーシアの裁判所に暫定措置または暫定的な差止命令を申請できることを明示的に定めている。あるいは、当事者は仲裁廷に対し、費用の担保、文書および尋問の開示、宣誓供述書による証拠の提出、紛争の対象である財産の保全、暫定的保管または売却などの暫定措置を申請することができる。

#### (3) 仲裁人（ARBA 第 12 条）

当事者は、仲裁人の人数及び仲裁人選任手続について自由に決定することができる。ARBA は、仲裁人が持つべき特定の資格について規定していない（ただし、当事者間で合意することは可能）。

#### (4) 仲裁人の管轄権（ARBA 第 18 条）

仲裁廷は、仲裁合意の存在または有効性に関する異議申立を含め、自らの管轄権について裁定することができる。仲裁廷に管轄権がない、または仲裁廷がその権限の範囲を超えているという訴えが提起され、仲裁廷が管轄権を有すると裁定した場



合、いずれの当事者も、その裁定の通知を受けた後 30 日以内に、マレーシア高等裁判所に上訴し、その問題を決定することができる。高等裁判所の判決は最終的で拘束力があり、上訴することはできない。

#### (5) 仲裁手続 (ARBA 第 21 条)

当事者は、ARBA の規定に従って、仲裁廷が手続を行う際に従うべき手続について自由に合意することができる。

#### (6) 仲裁地と仲裁裁判地 (ARBA 第 22 条)

当事者は、仲裁の裁判地及び開催地について自由に合意することができる。

### 2-4. 紛争解決に関する推奨事項

一般に、特に建設、商業、合併事業、商品などに関わる紛争では、法廷で争うという選択肢よりも、仲裁を利用することが奨励されている。マレーシアの仲裁には、当事者が紛争中の問題に精通している合意された仲裁人を選ぶことができるなど、多くの利点がある。また、仲裁のプロセスは、法律で定められた多くの手続規則が適用される裁判所での訴訟とは異なり、当事者が独自の規則や期限を設定することができるため、より柔軟性がある。さらに、仲裁規則が一般的に証拠の検討に関して仲裁人に広範な権限を与えるため、特に膨大な文書が関与する場合には、仲裁による解決は理想的な選択肢となる。

また、マレーシアで最も一般的な仲裁機関である AIAC のもとで機関仲裁を行うことも有益である。AIAC が課す事務手数料も比較的安価である。

仲裁地がマレーシアの場合、ARBA が手続を管理することになる。ARBA は国内仲裁と国際仲裁の両方に適用されるが、執行など特定の側面で両者に違いがあり、この点については ARBA が定めている (ARBA 第 3 条)。

契約の当事者は、相互に外国仲裁を選択することができる。マレーシアで下された仲裁判断に対する上訴手続はなく、唯一の手段は仲裁判断を無効にすることであるが、マレーシアの裁判所はむしろ仲裁を支持し、仲裁判断を無効にすることに消極的と考えられているので、仲裁判断が無効にされるのは稀なことである。

## 2-5. 仲裁条項の例

(a) All disputes, controversies or claims arising out of or in connection with this Agreement including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and determined by arbitration in Malaysia in accordance with the Arbitration Rules of the AIAC for the time being in force, which rules are deemed incorporated by reference into this clause.

(b) The tribunal shall consist of one (1) arbitrator to be jointly appointed by the Parties failing which by the Director of the AIAC and the official language of the arbitration will be English. In reaching a decision, the arbitrator will be bound by the terms and provisions of this Agreement. The arbitral award shall be final and binding upon the parties and be enforceable in any court of competent jurisdiction. For the avoidance of doubt, the law governing procedures of the arbitration is the laws of Malaysia.

(参考訳)

(a) 本契約に起因または関連するすべての紛争、論争または請求（その存在、有効性または終了に関する問題を含む）は、有効な AIAC の仲裁規則に従い、マレーシアにおける仲裁に付託され、同規則により決定されるものとする。

(b) 仲裁廷は、両当事者が共同で指名する 1 名の仲裁人によって構成されるものとし、AIAC のディレクターがこれを指名するものとし、仲裁の公用語は英語とする。仲裁人は、仲裁判断を下すにあたり、本契約の条件及び規定に拘束される

ものとする。仲裁判断は、最終的かつ当事者に対して拘束力を有し、管轄権を有する裁判所において執行可能であるものとする。疑義を避けるために、仲裁の手続きに適用される法律は、マレーシアの法律とする。

## 2-6. 調停

マレーシアの裁判所は、紛争当事者に対し、訴訟ではなく、調停によって紛争を解決することを奨励している。当事者は、マレーシア調停センター（マレーシア弁護士会の支援の下に設立された機関）、アジア国際仲裁センター、または両当事者が合意したその他の調停者の名簿から調停者を選び、共同で指名することができる。また、当事者は、必要があれば複数の調停人を指名することができる。

調停人の任命後、当事者は調停前会議に出席する必要がある、そこで調停人は当事者と初めて会い、調停プロセスを説明し、（もしあれば）潜在的または実際の利益相反を開示する。また、調停人は、事実と関連文書の要約を提供するように当事者に要求する。調停前会議の終了時に、当事者は、調停を行うための契約書に署名する必要がある。

## 2-7. 調停条項について

調停条項を契約書に含めることはできるが、当事者は、調停を紛争解決の最初的手段とすることを規定する必要はないというのが我々の見解である。少なくとも、調停プロセスを開始する期限を規定に含めるべきであり、そうでなければ、紛争解決に不必要な遅れが生じる可能性がある。

## 2-8. 協議による解決に関する条項

紛争が発生した場合、当事者は当然、最初に指名された法定代理人と話し合いを持ち、根本的な問題を特定し、紛争を解決すると思われるため、NDA の他の条項と矛盾する可能性があるこの条項を含める必要はないと考える。

### 3. その他の条項に関して

#### 3-1. 違約金条項（秘密保持契約書新素材編第8条変更オプション条項）

契約において、不履行時に当事者が追加で金銭を支払うという条項は、それが違約金、追加利息、不履行利息、清算損害賠償など、どのような形で表現されているかにかかわらず、問題の支払不履行に対する妥当な補償を超えるものとして解釈される場合には、マレーシアの裁判所において執行できない可能性がある。

#### 3-2. 法的費用に対する補償

本モデル契約書には記載が無いが、法的費用の条項があったとしても、法的費用は最終的にマレーシアの裁判所が決定するため、このような条項は強制力を持たない可能性がある。

#### 3-3. 差止条項（秘密保持契約書新素材編、AI編第9条）

ある種の衡平法上の救済措置（差止命令や特定履行を含むがこれに限定されない）は、マレーシアの裁判所の裁量によってのみ利用可能であり、損害賠償が適切な代替手段または救済手段となる場合には、通常は利用できないものである。

### 4. 追加条項の提案

#### 4-1. 通知条項の例

- (a) Any notice or communication to be given or made under this Agreement shall be in writing and may be given or sent by hand or prepaid registered post or email to the other party at the address or email set out in this Agreement or to such other address or email as either party may give notice of to the other
- (b) All notices and communications shall be in the English language.
- (c) Any notice or communication shall be deemed to have been duly served upon and received by the addressee:-

- (i) if delivered by hand, at the time of delivery;
- (ii) if sent by prepaid registered post, on expiry of five (5) days after posting;
- (iii) if sent by email, within thirty (30) minutes after the time sent (as recorded on the device from which the sender sent the email) unless the sender receives an automated message that the email has not been delivered.

(d) In proving the giving of a notice or communication, it shall be sufficient to show:-

- (i) in the case of prepaid registered post, that the notice or communication was contained in an envelope which was duly addressed and lodged with the postal authorities for delivery;
- (ii) in the case of email, that the notice or communication was duly sent from the sender's email address, as evidenced by the fact that the recipient's email address to which the email was sent is correct and no automated message is received by the sender stating that the said email has not been delivered.

(参考訳)

(a) 本契約に基づき行われる通知または連絡は、書面によるものとし、本契約に定める住所または電子メール、もしくはいずれかの当事者が他方に通知する他の住所または電子メールに、手渡し、前払い登録郵便または電子メールで送付することができる。

(b) すべての通知および通信は、英語で行われるものとする。

(c) すべての通知または連絡は、以下に従い、名宛人に正式に送達され、かつ名宛人が受領したものとみなされるものとする。

(i) 手渡しの場合は、その時点で送達されたものとみなす

- (ii) 前払いの書留郵便で送られた場合は、投函後 5 日経過した時
- (iii) 電子メールで送信された場合、電子メールが配信されていないという自動メッセージを送信者が受け取らない限り、送信時刻（送信者が電子メールを送信したデバイスに記録された時刻）から 30 分以内

(d) 通知または通信が行われたことを証明するためには、以下を示せば十分であるとす。

- (i) 前払い書留郵便の場合、通知または通信が、配達のために郵便当局に正式に宛名登録された封筒に収められていたこと
- (ii) 電子メールの場合、通知または通信が送信者の電子メールアドレスから正規に送信されたことを示すことであり、これは電子メールが送信された受信者の電子メールアドレスが正確であり、当該電子メールが配信されていないことを示す自動メッセージを送信者が受信していないという事実によって証明される

#### 4-2. 修正条項の例

No amendment of, or addition to, the provisions of this Agreement shall be binding or effective unless it is in writing signed by all the Parties hereto.

(参考訳)

本契約の条項の修正または追加は、本契約のすべての当事者によって署名された書面でない限り、拘束力を有さず、効力を生じないものとする。

#### 4-3. 権利の承継者および譲受人の拘束に関する条項の例

This Agreement shall be binding upon the respective successors in title and permitted assigns of the Parties.

(参考訳)

本契約は、両当事者の権利承継者および許可された譲受人に対して拘束力を有するものとする。

#### 4-4. 無効性および分離可能性に関する条項の例

- (a) If any provision of this Agreement is or may become under any written law, or is found by any court or administrative body or competent jurisdiction to be illegal, void, invalid, prohibited or unenforceable then:-
- (i) such provision shall be ineffective to the extent of such illegality, voidness, invalidity, prohibition or unenforceability;
  - (ii) the remaining provisions of this Agreement shall remain in full force and effect; and
  - (iii) the Parties shall use their respective best endeavours to negotiate and agree on a substitute provision which is valid and enforceable and achieve to the greatest extent possible the economic, legal and commercial objectives of such illegal, void, invalid, prohibited or unenforceable term, condition, stipulation, provision, covenant or undertaking.

(参考訳)

- (a) 本契約のいずれかの条項が、法令に基づいて、違法、無効、無効、禁止または執行不能であることが裁判所または行政機関もしくは管轄区域によって判明した場合、以下のとおりとする。
- (i) そのような規定は、そのような違法性、無効性、無効性、禁止性または執行不能性の範囲内において、効力を有しないものとする
  - (ii) 本契約の残りの条項は、引き続き完全に効力を有するものとする
  - (iii) 両当事者は、有効かつ執行可能で、当該違法、無効、無効、禁止または執行不能な条件、規定、条項、誓約または約束の経済的、法的および商業的目的を最大限に達成する代替条項について交渉し合意するために、それぞれの最善の努力を尽くすものとする

#### 4-5. 契約書の効力、構成に関する条項例

(a) This Agreement may be executed in any number of counterparts and by the Parties on separate counterparts, but shall not be effective until each Party has executed at least one counterpart.

(b) Each counterpart, when executed, will be deemed to constitute an original copy of this Agreement, but the counterparts, taken together, shall constitute one and the same instrument.

(参考訳)

(a) 本契約は、任意の数の謄本及び両当事者が別々の謄本に基づき締結することができるが、各当事者が少なくとも1つの謄本に基づいて締結するまで効力を生じないものとする。

(b) 各当事者が、契約が締結された場合、本契約の原本を構成するものとみなされるが、両当事者とも、同一の文書を構成するものとする。

### 5. 技術検証契約書について

マレーシアでは、秘密保持契約から共同研究開発への移行の間に技術検証契約を交わすことは一般的ではない。

技術検証契約書に関しては、個人情報保護に関する情報についてのみ、下記に記載する。

#### 5-1. 2010年個人情報保護法（以下「PDPA」）

PDPAは、マレーシアにおけるデータ保護を規定する法律である。PDPAは、個人データの処理を行う者、またはその処理を管理する者に適用される。PDPAでは、個人データの使用、普及、収集、記録、保存を含む幅広い活動を処理と定義している。PDPAでは、個人のみがデータ主体として言及される。PDPAには、データ処理者に関する具体的な規定もある。データ使用者の代理としてのみ個人データを処理するデータ処理業者は、PDPAの規定に直接拘束されない可能性があるが、代わ



りに、データ使用者は、データ処理業が PDPA に基づく関連規定を遵守することを確実にする義務があると言える。

## 5-2. 地域的範囲

PDPA は、マレーシア国外で処理された個人データには適用されない。ただし、データがマレーシア国内でさらに処理されることを意図している場合はその限りではない。また、マレーシアに拠点を持たないデータ利用者には適用されない。ただし、マレーシアを経由する目的以外で個人データを処理するためにマレーシアの機器を使用する場合はその限りではない。

### 【参考記事】

#### ・秘密保持契約書（新素材編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/01c16b33328fab2fd639009ec697cace.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/6af04cb756a0ab036702e05881755c18.pdf>

#### ・秘密保持契約書（AI 編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/a3d2a1b69c83db6ca96d7bb7ce12fb04.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/ab6c9a6ad44edda2fde3982ab2991ef7.pdf>

#### ・技術検証契約書（新素材編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/65b2c2385cbea26d3fac3b5b6ead3925.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/8e0f84a06d8f092e1c732ceecaeb9daf.pdf>

#### ・技術検証契約書（AI 編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/4fbf1caec35c1debf524db22e102d13a.pdf>

タームシート : <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/f75f22eb9d773329e595dac887e1b811.pdf>

【ソース】

・2010年マレーシア個人情報保護法 (Personal Data Protection Act 2010、PDPA)  
<https://www.pdp.gov.my/jpdpv2/laws-of-malaysia-pdpa/personal-data-protection-act-2010/?lang=en>

・1958年判決相互執行法 (Reciprocal Enforcement of Judgments Act 1958、REJA)  
<https://simplymalaysia.files.wordpress.com/2011/10/act-99-reciprocal-enforcement-of-judgments-act-1958.pdf>

・2005年仲裁法 (ARBITRATION ACT 2005、ARBA)  
<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/87342/124975/F35015673/MYS87342%20Eng.pdf>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)